

令和2年6月8日（月曜日）午前10時0分開会

日程第1 議会議案第1号

議会提出に係る資料の不適切な取扱いに関する問責決議について

○議長（森田一成君） 日程に入ります。

日程第1、議会議案第1号 議会提出に係る資料の不適切な取扱いに関する問責決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 議会提出に係る資料の不適切な取扱いに関する問責決議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本決議案は、議会制民主主義の根幹に関わる事項を問題とするものであります。改めて世界の歴史を振り返れば、近代議会の源流は1215年のイギリスにおけるマグナ・カルタに見いだすことができます。ここでは、行政権をはじめ大きな権力を有していた国王であります。軍用金などを徴収するときは貴族や僧侶から成る評議会を開く必要があることとされ、後々も新たな課税に際しては、国王は議会を開催してその同意を得なければならないこととされました。そして、1300年代に入ると、課税に限らずその他の立法においても議会の役割が定着し、議会制度が次第に整備されていったのであります。

絶対王政期にあっても議会は一定の役割を担い続け、人々は議会を通じて彼らの声を政治に届けようとするようになり、17世紀に入ると再び議会の勢力は拡大し、国王が大権をほしいままにしたため議会はこれに反発し、1628年に権利の請願を提出したところ、時の国王はこれを無視して専制政治を行い、1640年に招集された議会においても戦費の調達をめぐって国王と議会が対立し、いわゆる長期議会においては国王の悪政を列挙し、これを問責する大抗議文が可決されました。

その際、議員らの表決は307票のうち僅か11票差であったということであり、議会内にも議会对軽視する国王を擁護する議員らが半数近くも存在していたということであり、議会内が分裂していると見た国王はさらに傍若無人を極め、強権を背景にして議員らを拘束しようとしたのであります。

この国王による専制政治を倒すため、1642年には清教徒革命が勃発し、国王は処刑されたのであります。これに引き続く共和制期にも多くの血が流れたものの、1688年の名誉革命を経て議会は権利の章典を制定し、ここに近代に通ずる議会制度の原則が確立したわけであり、

330年以上もの過去の時点で既に、真の議会人は議会制度を確立するため、真の民主主義を守るため、発展させていくために命を賭して議会活動に臨んできたのであり、行政を担う国王の暴走を阻止するため、国王を問責する前述の大抗議文は僅差ではあるものの可決されたのであり、ここに議会制民主主義を確立していく希望が示されたものと言え、世界におけるその後の議会制民主主義の発展に寄与した実績の一つを見いだすことができるのであります。

翻って、今の奈良市はどうであるか。国王は存在しないわけでありますが裸の王様がいて、これを擁護し、議会の存在意義を自ら否定する議会があるだけという事態になりはしませんでしょうか。それとも、行政監視の責務を全うし、議会制民主主義を体現する議会であることを示すことができるのか、いずれの結果となるのか、後刻に行われる議員各位の表決について、奈良市の未来を憂う多くの市民が関心を寄せているのであります。330年以上も前にイギリスで示された議会人たちの良識に、歴史から学ぶ機会が与えられたはずの私どもが籍を有する現在の奈良市議会が及ばぬ結果とならぬよう、市民らは願うばかりでありましょう。

奈良市政上、行政の違法行為の数々、市民だよりや議会に提出された資料等を通じた市民や議会に対する情報の恣意的なコントロールの実態は、あまりにひどいものと言うほかありません。今や小学生でも理解するところである民主主義の大前提は、民主的統制を加えるのが市民であり、地方自治におきましても、その代表者から成る議会がその重要な役割を果たすべき側でありまして、統制を加えられるのが行政権を担う市長等の理事者側であります。

しかしながら、今日の奈良市では、理事者側が議会に対する説明において虚偽を並べ立てたり、平然と議会答弁をたがえたり、議会に提出する資料を隠蔽したり、恣意的に内容を改ざんしたりして、統制される側であるはずの行政が統制する側であるはずの議会を操っているという、危険で恐ろしい逆転現象に陥っている状況にあります。

主な審議事項を振り返りましても、まず、新斎苑整備事業に関し、その事業の必要性につきましては私も議員各位と認識を共有するところではありますが、その執行方法につき、特に建設候補地の土地の買収方法につきましては、もとより一貫して疑義を呈してまいりました。

しかしながら、鑑定価格の3.3倍もの価格で、しかも2倍以上もの面積を購入するという実態が適切であると市長らは強弁し、多くの議員がこれにだまされ執行方法を容認したところ、司法によっても、やはり重大な違法行為に及んだ上、市長自ら1億7000万円もの損害を奈良市ないし奈良市民に与えていたことが認定され、建設候補地周辺における保安林区域に関する議会提出資料への虚偽記載、その財源に関わる合併特例債の期限に関する市の議会における説明が、後に判明した事実経過に照らして整合性の取れないものであったこと、工期に関する市の議会における説明と異なる経緯をたどっている事実などを見ましても、議会の意思決定が理事者側の示した誤った情報に基づいて行われていたという動かし難い事実が認められるのであります。

市役所本庁舎の耐震問題につきましても、これを審議する段階において、耐震補強を内容とする原案の提示後も、市長らは自らの耐震補強案に固執し、議員から重大な問題点を指摘されるたびに、事後的にその案を正当化しようとする独自の理論を展開し、議員や市民に提示する資料の記載においても恣意的に変更した内容が見受けられたことは、本会議でもこれまで指摘してきたところであります。この事業に関しましては、少なくとも工事中の騒音や議会棟における工期等に関しては、あらかじめ私どもが受けていた説明と全く異なり、職務にも相当の影響が生じていることは明らかであります。

そして、令和元年度には、市長らは管理職昇任候補者選考試験において法務分野を導入する方針を明確にし、繰り返し議会答弁していたにもかかわらず、その裏側で、市長と当時人事課長であった鈴木子ども未来部長は、議員らに何らの説明もなく、突如として管理職昇任試験自体を廃止するという暴挙に及んだのであり、議会において説明していた内容と実際に裏で画策していた内容が背反していた事実があったことも記憶に新しいところでもあります。

度重なる恣意的な内容の資料作成や虚偽答弁に関しては、私はその都度警鐘を鳴らし続けてき

たわけでありませんが、今般、特に問責の対象としているのは、令和元年9月定例市議会の同月20日本会議、27日予算決算委員会総務分科会において、私が、健康医療部における市民に関する何万件もの個人情報、その中でも医療機関の受診履歴など要保護性の高い情報の流出の疑義について追及していた事項に関し、議会として提出を求めた資料のうち、当該疑義の証拠となるべき部分が抜かれていたという重大な事件に関するものであります。

そもそもこの資料を要求するに至ったのも、前述の本会議において、市長が議会答弁において認めていた個人情報の流出の疑義について、本会議の直後に実施した記者会見においてその疑義を否定し、議会答弁をたがえる内容を確かな調査を経ることなく示した佐藤健康医療部長らの暴挙と、これを容認した市長の管理監督の責めに起因するのであります。

しかも、この問題に関して、令和元年5月から6月までに介護福祉課及び医療政策課職員が送受信した全てのメールという全く同様の資料につきまして、少なくとも私は奈良市情報公開条例に基づく開示請求を正規の手続によって行っていたのであります。決議案には詳細まで触れておりませんので多くの議員は御存じないことと思われませんが、その開示請求を行った時期は、議会として資料を要求する令和2年3月時点より6か月も前の令和元年9月時点のことであります。

健康医療部及び情報公開の事務を所管する総務部は、これに種々の背信的な言い訳を弄して開示を事実上拒否し続けてきたのであり、そのため私は議会を通じて要求せざるを得なかったという経緯を経たのであります。つまるところ、議会が制定した情報公開条例に基づく開示請求に行政が適切に応じていないという問題が生じていたことが明らかであるだけでなく、理事者側は令和元年9月以降、6か月もこの資料を準備する期間を有していたのであり、資料要求を受けてから短期間のうちに膨大な資料を準備しなければならなかったがゆえに、単なる事務上の過誤により問題のメールが提出されなかったという詭弁は、まさにそれこそが虚偽の見解そのものであると言わざるを得ないことが明らかなのであります。

さらには、この事情を知らない議員らに、いかにももっともらしく膨大な資料を用意させられたなどと吹聴し、勤務時間中に本決議案に反対するよう一部議員に促していた一般職の市職員がいたことも私は確認しておりますが、市職員の政治的中立性を規定した地方公務員法に反する許し難い所為であり、現状の奈良市役所はコンプライアンスの欠如が極まっている事態にあります。

加えて申し上げれば、なぜ膨大な資料のうち、問題となっている個人情報を記録した媒体の所在が不明であることを示すものを含む数件のメールだけが、市長や健康医療部長らにとって都合よく抜け落ちるというのでしょうか。この問題となっているメールの内容は、再三にわたって追及を受けてきた個人情報の流出の疑義に関するものであり、令和2年3月定例市議会において資料要求するに至ったこの経緯に徴しても、これが疑義に対する調査の一環として行われたことについて、市長及び健康医療部長をはじめとして市長部局において認識していたことが明白であるということは、通常の判断能力を持った一般人であれば疑い得ないのであります。

このように、客観的事実に基づいて判断しましても、これはもはや個人情報の流出の疑義を隠蔽するため、あるいは健康医療部長らが調査を経ることなく浅はかに行った記者会見を正当化するために何者かによって故意に省かれた疑いが濃厚で、その場合には刑法第156条及び第158条第1項に規定する虚偽公文書作成罪及び同行使罪、同法第258条に規定する公用文書毀棄罪に該当するのであり、これらの罪につきましてはいずれも罰金刑の規定はなく、懲役刑以上の重罪とされております。

なお、この決議案は、関係者らの刑事責任を追及しようとするものではなく、故意であるのか

過失であるのかを突き詰めて問題にするわけではありませんし、また、その必要も現時点ではないものと思料いたします。仮に過失であったとしても、それに対する非難は重大なものであると言わざるを得ません。

かねてより奈良市役所における情報管理体制の問題を取り上げ、職員の低過ぎる意識と事務能力の改善を求めてきたわけではありますが、さきの定例市議会にこの問題のメールが提出されず、さすがにそれに気づく余地もなかった私は、予算決算委員会における審議内容も当然ながら左右され、ひいては令和2年度一般会計予算に対する表決さえ左右されたのであり、いわば理事者側の欺罔行為によって、屈辱も甚だしく賛成票を投じたのであります。

奈良市における行政事務の情報の取扱いについては、他議員からもかねてより同様の審議を展開されていた機会もあったことと承知しておりますが、これによって審議が左右されなかった議員はいらっしゃらなかったのかどうかお聞きしたいとさえ思うところであります。

問責すべき事由は、これにとどまるわけではありません。決議案にも記載しておりますように、このように議会に提出すべき資料のうち特定の内容のものを提出しなかったことが庁内で問題になっていたにもかかわらず、ついには理事者側から能動的に議会に報告されなかったわけであり、この事実を議会に報告したのは、自ら問題行為に及んだ当事者でもなければ、これを組織として認識していた行政側ではなく、議会に籍を持つにすぎない私でありまして、先月5月11日付、「議会提出に係る資料の不適切な取扱いに関する報告」と題する文書により、議長及び議会運営委員長に報告したところであります。

その間、理事者らは健康医療部や総務部の幹部らが関わりながら、市の顧問弁護士に照会し、自己保身のために、これが刑法犯に該当しない理由づけを模索していたというのでありまして、発覚時点で能動的に議会に報告することさえ怠っていたのであります。このことは、単に議会に提出すべき資料が提出されなかっただけでなく、さらなるコンプライアンス上の重大な疑義を招来したことを示す事実であり、その責任は極めて大きく、民主主義を支える議会の権威をじゅうりんするものであります。

一部の情報によりますと、前述のように市の顧問弁護士に照会し、これを過失であったと押し切ろうとする見解が示されたことを根拠に、理事者らは議員に対しても単なる事務上の過誤である旨を主張して押し切ろうということでもあります。しかしながら、既に明らかなように、故意である疑いが極めて濃厚であることに加えて、仮にそうでなかったとしても、追及の対象とされている事項につき、議会に正確な資料が提出されなかったことは紛れもない事実でありまして、議会制民主主義を前にして、それが弁解としての寸分の意味も持たないことは明白であります。過失であるから免責を、寛大なお裁きをということは、警察署、検察庁、裁判所で申し開きを行えばよいことでありまして、ここ議会における弁解としては何らの意味もなさないのであります。

しかも、弁護士の見解といたしましても、第三者的な立場の弁護士ではなく市の顧問弁護士、または組織内弁護士の意見にすぎないものであり、彼らが黒いものを白と主張してみても、黒いものは黒いままで変わらないままなのであります。顧問弁護士や組織内弁護士は、依頼人や雇用先の利益のために活動するわけではありますが、犯罪の事実が明白であるのにこれをなかったとすることは弁護士としての倫理規範にも抵触するところであり、それ自体が刑法第103条に規定する犯人隠避罪に該当する疑いのある行為であります。

この際申し上げておきますが、地方公共団体の顧問弁護士や組織内弁護士は、一般企業等の顧問弁護士などとは異なり、組織の利益よりも公益性を重視し、すなわち市民の利益を守ることこ

そ、その最大の使命とすべきであることを肝に銘じてもらう必要があります。市が委託し、または雇用している弁護士は、市長や職員ら個人の利益を守るために雇用しているわけではありません。彼らが携わっている事務も奈良市政を構成する一部でありまして、そもそも奈良市政は奈良市民の厳粛な信託によるものであることを忘れることのなきように、組織内部の不正はこれを不当に隠蔽することなく、適切に処理することが求められるのであります。これを理解することのできない弁護士は、この奈良市には不要であるということを明確に申し上げたいと存じます。

今回はたまたま私が提出を求めた資料に関してでありましたけれども、同様の隠蔽や改ざんほどの議員が要求する資料に関しても行われ得るのであり、私ども議員が気づいていないだけで、既に行われている隠蔽や改ざんが恒常的なものである可能性さえ否定することができないのであります。

行政が担うべき分野が拡大し、行政側が保有する情報量と議員らが保有する情報量とに格段の差が生じている現代社会におきましては、理事者側が議会に提出すべき資料や情報には正確性を期されるべきことが大前提であります。理事者側が議会に対する説明において虚偽を並べ立てたり、議会に提出する資料を隠蔽したり、恣意的に内容を改ざんしたりすれば、議会制民主主義の根幹が崩れてしまうのであり、その正確性を期すべき担保がなければ議会における審議の前提が成り立たず、本日から始まるこの会期における審議もその信頼性に欠けるものとなってしまいます。

最後に、本決議案の内容には個人としては賛成したいけれども、政党や会派として市長らに問責する決議案には反対することとなったので、自らも反対せざるを得ないという御意見なども既に頂戴しましたがけれども、僭越ながら、議員各位は政党人や会派人である前に、市民から負託を受けた議会人であるということをお忘れになるべきではありませんし、市長と議会との緊張関係を要素とする二元代表制における地方議会では、その点をさらに意識していただく必要があるものと存じます。

また、問責というのは不穏当であるから反対するという御意見も伺っておりますが、1ページにも満たない決議案ですから、内容をよく読んでいただきたく存じます。決議案の内容は、再び同様の事案が生じないように求めるという当然のものでありまして、市長の不信任を提案しているわけではありません。

再発防止を求めることに反対するということが、先人たちの多くの血と引換えに構築されてきた議会制民主主義の根幹を議員自らが揺るがすものとなるということを御理解いただくとともに、刑事責任を問題としないこの問責決議を可決することこそ穏当な対応なのであって、もし一朝これが否決されるようなことがあれば、民主政の過程では正されない民主政の瑕疵につきましては司法により解決するしかないということになり、今後の議会運営に及ぼす影響の重大性に鑑みましても、刑事訴訟法第239条第2項の規定の適用についても検討する必要が生じる事案であるという御認識を持っていただきたく求める次第であります。

わけでも、再発防止を求めながら、再発防止を求めるこの決議に反対するようなことだけはなきように、表決には条件を付することができないことを再認識していただくよう喚起するものであります。

以上のおりでありますから、本決議案に御賛同いただくようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

以上であります。

○議長（森田一成君） 質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田一成君） 質疑なしと認めます。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（森田一成君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（森田一成君） 22番八尾君。

○22番（八尾俊宏君） 動議を提出いたします。

ただいま議題にされております日程第1、議会議案第1号につきましては、委員会付託を省略されたいと存じます。

各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（森田一成君） 27番田畑君。

○27番（田畑日佐恵君） ただいまの動議に賛成いたします。

○議長（森田一成君） ただいま22番八尾君より、日程第1、議会議案第1号については、委員会付託を省略されたいとの動議が提出され、賛成者もあり、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

本動議のとおり決することにして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田一成君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

これより討論を行います。

通告がございますので、発言を許します。

12番階戸君。

（12番 階戸幸一君 登壇）

○12番（階戸幸一君） 今回の議会提出に係る資料の不適切な取扱いに関する問責決議について、私、階戸幸一は賛成の立場で討論を行います。

今回の問責は、令和2年3月定例会の予算決算委員会での事案であります。議員が予算審査を行うに必要とされる資料を要求しましたが、一部の資料に欠落が発覚いたしました。この欠落の原因について、担当部局から先日、会派に謝罪と説明がありましたが、誠意に欠けていると思います。先ほども休憩中に市長へ直接確認するような、わざわざ二度まで聞かなければならないような、そういった説明では誠意に欠けていると、これは言わざるを得ません。

まず、欠落した原因として、メール原文では文字が小さいからテキストに変換し、提出したときに一部が漏れたとの説明ですが、問題は、確認作業を実施したのか明らかにせず、担当職員任せとしていることが問題だと思われまます。今後の改善対策も示さずに謝罪で済ますのは、再発の可能性が高いことを示していると私は思っております。

今回の問責決議について、このような形で指摘をされたことに対して、先ほども市長から謝罪があったわけでありますが、このことだけではなく、我々の同僚議員からの令和元年6月定例会での本庁舎耐震化工事における補正予算案及び7月臨時会での予算審査のための資料要求に対して、担当部局は耐震化に係る庁内会議の議事録（基本構想～補正予算提出まで）について、議事録は作成していないため提出できないという答弁をされました。

正式な会議として、耐震化について本当に議論をされたのでしょうか。単なる打合せであっても、多額の費用を支出する事業について議事録がないと答弁を繰り返すことはいかがなものなのでしょうか。

この問題について、後に本庁舎耐震化工事に対する開示請求を私は行ってまいりました。結果、メール、また議事録として文書があることが判明いたしました。担当課としての釈明は、正式な議事録ではないとのことでしたが、担当部局の閲覧の印鑑がついているものが残っていたのです。開示請求時に既に耐震化工事が始まっており、不開示理由である、未成熟の議論は市民への不安や混乱を与える、このような理由で当たらないという理由を述べられましたが、内容はほとんど黒塗りをされ、何を議論されたのかさえ読み取れませんでした。

その後、不服申立てを申請し、意見陳述に臨みましたが、第三者委員会の各委員から特に質問や意見はされることなく、淡々と終了することとなりました。結果、行政側の指示どおりの結果となったわけであります。先ほども述べましたが、既にこのときには議会において議決もされ、工事も進んでいる事実の下でも、未成熟であるという理解のできない対応をされた。

また、ほかに、我が会派の健康医療部に対する平成31年3月議会においての骨髄バンクについての質問でも虚偽答弁がありました。担当課との信頼関係の下で質問を行ったにもかかわらず、部内での調整が滞っていたことが原因と回答を受けております。

今回の件に限らず、ここ数年を見てまいりましても、議会に対する不誠実な対応が続いていることは明らかで、このことは議会軽視と言わざるを得ません。真実に基づき、理事者と議会の正常な議論が構築できるように切に求めるものであります。

また、奈良市議会基本条例にも定めております「第2章 議会及び議員の活動原則等」には、「委員会は、その審査又は調査に当たって資料等を積極的に公表し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。」とも定めてあります。また、「第4章 議会と市長等との関係」では、「重要な政策等の説明及び審議」として、「議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等について、市長に対し、その内容に応じ、適切な資料の提供及び説明を求めるものとする。」。議会は、市の議事機関として議決責任を深く認識するとともに、その経過及び結果について、市民に対して説明する責務を有するわけであります。

本市の重要課題であるにもかかわらず、政策決定までの過程、政策プロセスが見られないまま現在も工事が行われています。どこでどのような議論がされたのか、明らかにできなかったわけであります。現在、子どもセンター建設事業においても、柏木公園の工事が中断されたり再開されたり、国都審が混乱をしているなど、この6月定例会が始まろうとしている中で一体何が起きているのか、我々は知り得ることがありません。このままでは今後も同じことが繰り返されることを非常に懸念するわけであります。

今回、議員各位にお伝えをしたかったのは、私たち議員はそれぞれの事業において、政策プロセスから決定、事業評価まで市民に説明責任を果たさなければなりません。その議論のための資料要求に対して、理事者から回答に瑕疵のないよう誠意を持って対応を示していただくことを切

に望むわけでありませぬ。

今回の問責決議について、私はこの場で賛成討論を行いました。しかし、今回の件だけではなく、また、謝罪のみでこの問題を済ますことによって、我々が市民に示すべき資料をしっかりと以前のように示すことがされるのか、この不安を私自身この数年、非常に強く感じているのが現在です。

どうか議員各位、この我々の議員としての責務を果たすために、この問題、もう一度理事者と議会が正常な、そして誠意を持った議論ができる、そういった場にするためにも各位の御賛同を願いたい、そのように思っています。

以上で私の賛成討論といたします。

○議長（森田一成君） 37番中西君。

（37番 中西〇日出君 登壇）

○37番（中西〇日出君） 私は、ただいま議題になっております、議会提出に係る資料の不適切な取扱いに関する問責決議案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

以下、その理由を述べます。

本件で問題となっています、本来提出されるべきであったのに議会に提出されなかったという資料は、昨年、令和元年9月20日の本会議におきまして、三橋議員が健康医療部における個人情報のずさんな取扱い実態を明らかにし、市民の医療機関の受診情報などを含む何万件もの個人情報流出した疑いを指摘された事項に関するものであります。

その際は、本会議において市長御自身が個人情報の流出の可能性をお認めになり、しっかりと調査をして公表する旨の答弁をされていたやり取りについて、私も聞いておりました。しかし、その翌日の新聞報道によれば、本会議の直後に健康医療部長らが記者会見を開き、市長が答弁したこととは真逆の見解を示し、調査を経ることなく、個人情報の流出の可能性を否定していたということであります。議会で答弁していることと記者たちに説明していることが全く異なっていたのであり、複数の議員から抗議があったところでもあります。この件については、法令遵守を所管する総務部長とも協議されずに健康医療部長らが一方的に会見を発表したという経緯も、後の委員会審議でも明らかになった事項であります。

それだけでも十分に問責に値すると考えますが、さらに今回につきましては、その後、本件についての調査の一環として、個人情報の流出の可能性を示す証拠がなかったかどうかを明らかにするため、令和2年定例市議会において、議会から市長に対し、令和元年5月から6月までの医療政策課職員が送受信したメール文の提出を求めたところ、提出された資料のうち、それに関わるメールを含む数件のメールだけが省かれていたというものであります。

同様の資料につきましては、情報公開条例に基づく開示請求としても令和元年9月時点で行われていたと聞いておりますが、理事者らは度々言い訳をして、事実上開示を拒否し続けてきたことも発覚しており、その結果、議会としてそれと同様の資料の提出を要求するに至ったのであります。したがって、この提出されなかったというのは、故意であることは明白であります。

市としては、単なる事務ミスとして穏便に済ませたいということでしょうか、そのような言い訳がまかり通るはずがありません。追及され続けていた資料だけが、都合の悪い文書だけが偶然に抜け落ちることなど考えられないわけでありませぬ。仮に故意ではなかったとしても、何の言い訳になるのでしょうか。重要な資料が提出されなかった事実は変わらないわけでありませぬ、決して許されるものではありません。

実際のところ、市の情報管理の実態については目に余るところがあり、私もこの資料が提出されていれば、議会審議で取り上げるべき内容が変わってきたわけであります。関係議案が採決され、まして議会終了後になって、実は提出した資料は間違っていましたというのでは、もはややり返しのつかないことでもあります。

奈良市の1年間の予算を審議する予算決算委員会の審議が、理事者から提出された誤った資料に基づいて行われ、議決されたわけであります。民主主義の大前提を揺るがす大事件であると言わざるを得ません。

同様の事案は、全ての議員や、他の全ての内容に関する事項でも発生する可能性があります。6月定例会も本日から開催され、議案を審議していくわけであります。今後、理事者から示される資料が恣意的なものであり、市長らにとって都合の悪い資料が改ざんされている可能性があるというのでは、議会の審議を進めていく前提が壊れてしまいます。

今回、当事者が謝ったから穏便に済ませるといような意見もありますが、自発的に謝ったものではなく、決議として議会の意思を示さない理由にはなりません。市役所内部で問題になった後も市長や健康医療部長から報告がなかったわけでありまして、5月11日に三橋議員から議長と議会運営委員長に報告が行われた後に、健康医療部長らが各議員らのところに弁解をしに回ったのであります。

しかも、言葉では謝罪しているように思えても、新たに提出してきた資料の重要部分は真っ黒けに塗り潰されていたのであります。この真っ黒けに塗り潰されていた部分は、まさに何万件もの個人情報記録されていたCDの所在が行方不明になったことを、関係者間でメールのやり取りをしている記載であることが分かっております。これのどこが反省しているのでしょうか。私は何の反省の姿勢も感じられませんし、理事者は今後も都合の悪い文書を隠蔽していくと、むしろ開き直られるようにしか感じられません。

私は長く奈良市政に関わってきましたが、今ほど議会被軽視されていたことはないものと記憶しております。議会に提出される資料や情報が理事者によって操作され、議会答弁も平気で覆されている状況はまさに民主主義の危機であり、これを容認することは議会として恥ずべきことであり、全国の笑い物であると存じます。

本件に対する議会としての意思を明確に示す必要があります。もしこの再発防止を求める決議案に反対するというのでは、今後、誤った内容の資料を示されても抗議する資格はなくなるものと思えますし、議会制度の根幹を議員自ら揺るがすことになりかねないと考えます。

以上を踏まえまして、本決議案に賛成するものであります。

議員各位におかれましては、党利党略、政局にとらわれることなく、議会人としての信念に基づいて本決議に御賛同くださるようよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（森田一成君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田一成君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（森田一成君） 起立少数であります。

よって、議会議案第1号は否決することに決定いたしました。

---

議会議案第1号

議会提出に係る資料の不適切な取扱いに関する問責決議について

否決と決定

---